

(添付資料) 本論文に関し想定される質問への回答

1 観光基本法等の改正が行われた場合に、本論文の価値は維持できるのか

本論文で指摘した観光基本法が抱える問題点は、観光政策を議論する場合の普遍的な問題点として掲げており、観光立国推進基本法が成立したことにより喪失されるものではない

2 本論文において観光の未定義が批評されているが、他の学問の分野でもキーワードの定義は同程度の状態ではないか

確かに根幹的なキーワードの定義は論議が多いものである。しかしながら、キーワードをめぐる論議が進展することにより、学問が発展することも一面事実である。

観光政策論は観光法制度に立脚しており、規範性を根幹におくものである。従って、観光学における他のアプローチ(社会学、人類学等)に比較して、より定義の明確性が求められるものであると考えている。定義が明確でなければ統計もとれず、科学的政策論議もできないはずである。

3 観光とは自由な発想が尊重されるものであり、法制度とはなじまないものではないか

本論文にも紹介してあるように、観光とは、地域の個性の発揮であるとの見解の存在するくらいであるから、法制度が存在しなくても発展するものである。しかしながら、観光が社会においてウェイトが増大すればするほど、基本的な部分において制度の確立も求められると考えている。交通の発展も税制度の確立とともにあったように、観光の発展も税制度等の法制度の確立が不可欠であるとの主張を、本論文においては行っているところである。

4 論文のテーマが不明確ではないか

本論文が我が国の観光に関する法制度にウェイトをおいたものであるだけに、対象が抽象的存在であるところから、テーマ自体も目に見えるようなものではない。従ってテーマが不明確の印象を与える可能性がある。

しかしながら、論旨としては、観光法制度の中心である観光基本法が基本法として機能してこなかったことが、観光政策論が発展してこなかったことの原因であること、旅行業法をはじめとする観光法制度の規範性に欠陥があること等、むしろ言及しすぎではないかとの印象も与えかねないものとなっており、不明確とは考えていない。

5 観光政策論は他の観光学の分野と何が違うのか

政策とは、政府、政党等の施政上の方針や方策のことをいうとされる。従って政策論は、政策・政策過程を分析し、政策を最も合理的に達成する手段や方法を研究する理論、科学

を指すこととなる。観光学において観光政策論が観光政策論以外のものと区別される点は、政策が最終的には行政機関に係るものであるところから、法律、条例、予算、行政組織等を主な研究材料として扱う点である。

6 論文における「指針性と規範性」はどちらにウェイトがあるのか

観光政策論は、観光を制度と道具として論じるものであり、制度の中心は法制度である。法制度が他と区別されるものは規範性であり、本論文においても観光制度の規範性の希薄性を問題視しているつもりである。規範性の希薄性は、観光の概念が確立されなかったことに原因の多くがあるとの判断から、観光基本法の指針性をも論じたつもりである。本論文の展開は、基本法から始めているが、論文の中心は規範性にある。

7 旅行業の記述について、交通業のウェイトが高く宿泊業のウェイトが低い、実態は宿泊業のウェイトが高いのでは

本論文は観光の実態の側面よりも制度の側面に焦点をおいたものである。従って制度としては宿泊業に関するものより規制の強い交通業に言及する割合が高くなっているものである。なお、旅行業の事業としての発展も空港、鉄道等の交通施設の整備により大きな影響を受けるものである。

8 海外の制度の調査が少ないのではないのか

指摘の点は否定できないところである。観光に関する法制度は他の先進諸国においても少ないものであり、論じる材料が不足気味であることにも原因する。唯一制度的に確立している分野は旅行業制度であるが、この点は資料として最大限参考を使用しているつもりである。

9 人の移動に着目した制度の再編成を主張しているが、具体性が欠如しているのでは

本論文は現状制度の分析にウェイトをおいており、将来展望にはあえて具体的な言及を避けている。しかしながら現状を分析し問題点を指摘すれば、必然解決方策にも言及することとなり、情報制度を中心とした再編成への方向性は提示しているところである。

10 観光学博士論文というより法学博士論文ではないのか

観光学の一ジャンルに観光政策論があり、複数の大学の観光関係学部において観光政策論の講座が設けられている。

経済政策論、交通政策論、教育政策論等と同様に、政策論とは行政機関に係るものであり、法治国家において行政機関は法のもとにおける行政を前提とするから、観光政策論も必然観光法制度が中心となる。

従って法学博士論文のジャンルにも関係するわけであるが、本論文はあくまで社会現象

としての観光現象を、制度論を通じて考察したものであり、観光学にウェイトをおいているものである。

1 1 この論文のオリジナリティーはどこにあるのか

わが国において観光制度論のみならず観光政策論を体系的に論じたものはこれまで存在しなかった。本論文は、観光を制度論、政策論として本格的に論じた始めてのものであり、特に旅行業法の規範性の欠如を通して交通事業法制度全般の抱える構造的な問題点に言及した点に強いオリジナリティーが存在する。

1 2 「日常」と「非日常」の意識の接近は証明できているのか

本論文においては観光の定義を論じるところから、日常生活圏に言及せざるを得ない。その「日常」「非日常」について、法制度としては区分が消滅する方向であることは、論文中に指摘したとおりであると考えられる。制度論として論じているので、実態的には証明ができない面もあり、用語として「意識」が接近しているのではと表現した。

1 3 「日常」を否定することは観光学の否定につながらないのか

社会生活において観光のウェイトが高くなればなるほど非日常性が薄くなることは否定できないものであるが、人の移動に着目すれば観光の重要性が低下するものではないではなく、必ずしも観光学の否定に繋がるものではない。